

平成25年12月12日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容
◇会議録

- 1 日 時 平成25年12月12日
開会 17時15分 閉会 17時54分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 5名
委員長 前川雅志
副委員長 田口廣之
委員 小川純文 芳滝仁 中橋友子
- 4 欠席者 乾邦廣
- 5 傍聴者 藤谷謹至 小島智恵 岡本眞利子 藤原孟 谷口和弥 成田年雄
野原恵子 増田武夫 斉藤喜志雄 山本記者（道新） 佐藤記者（勝毎）
- 6 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件 1 付託議案の審査について
・陳情第13号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を
求める陳情書
2 所管事務調査項目について
3 その他
- 8 審査結果 別紙

委員長 前川 雅志

◇審査内容

(17:15 開会)

- 委員長(前川雅志) ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。事務局長。
- 事務局長(野坂正美) 諸般の報告をいたします。
乾委員より欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。
- 委員長(前川雅志) 本日の議案はお手元に配布のとおりであります。
はじめに、1番の付託議案の審査についてであります。陳情第13号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。
昨日、付託された議案であります、委員のみなさまからご意見がありましたら発言をお願いしたいと思います。中橋委員。
- 委員(中橋友子) 初日に廃案を求めるという中身で出されていた陳情であります、ご承知のとおり12月6日の深夜に、法律が強行的でありましたが成立するということがありまして、その流れを汲んで廃止ということに法案がとりましたので、案を廃止という形に変えて陳情書が出されております。
私はここに書かれています陳情の内容について、改めてこの法案の持つ危険性というものを認識しているところです。文章に縷々書いてありますけれども、私なりにこの法案の問題点を3つほど描いておりまして、ちょっとそこだけ述べさせていただきたいと思っております。
一つは今回、特定秘密保護法ということで決められました。法の目的はご承知のとおりですが、防衛や外交をはじめ重要な問題で、政府が持つ膨大な情報の中から特定秘密というのを指定し、それを漏らした公務員や、あるいはそれを聞きだした者、これは公務員外もそうです。そういう者に対して、最高で懲役10年という厳罰を科すというような中身になっています。
問題の一つは、この特定秘密という秘密なのですが、その秘密の範囲が極めて曖昧で不明確。つまり対象は防衛、外交、それに特定有害活動、これはスパイです。さらにテロ防止活動という4分野とされているのですけれども、その秘密を誰が決めるかという行政機関の長。その長が、我が国の安全保障にとって著しく支障を与える恐れがあると判断すれば、それは秘密になるということでもあります。しかも、一旦秘密に指定すれば、これはいつでも更新ができる。つまり秘密の期間の更新です。これもできるという中身になっています。
国民の側からすれば、何が秘密になったのか、それも秘密だということでもありますから、例えば重罰を受けたにしても、自分が何で罰せられているかということも公表されない。そういう、本当に戦後、前代未聞の内容であるというふうに思います。
2つ目は国民の知る権利、報道の自由。これはずっと保障されてきました。ここも保障されない。公務員をはじめ、幅広い国民に秘密保持義務というのが課せられるわけです。この特定秘密を、故意でなくても外に出ていった、漏えいと言われるのですけれども、あるいは故意に漏えいしたというようなことを、故意と過失もそうです。それはもうすべて外に出たら、要するに処罰の対象ということでもあります。
特定秘密を取り扱うことになるこの公務員です。あるいは契約企業の労働者、こういったところには適正評価なんていうものも義務付けられまして、これは警察や国の行政機関が本人の犯罪歴だとか病歴だとか、借金があるかとか、思想調査も含めて網羅的な身の上調査も行われるわけです。その対象者というのは、その公務員や企業の契約者だけではなくて家族や友人にも及ぶ。本当に多くの国民が、プライバシーが守られない、

侵害されていくという、いわゆる基本的人権から見て、大変問題がある中身だというふうに思います。

ジャーナリストの取材活動や一般市民による情報公開、こういったところにも、秘密というところを分からないでアクセスした場合も処罰の対象とされる。共謀とか教唆、扇動というふうに言われているのですけれども、そういうことが対象とされて、そして10年の刑罰ということでもありますから、これも許されるものではないというふうに思います。

結果としては、報道や取材を委縮させてしまう。言論表現の自由、国民の知る権利に触れていくという致命的な問題があります。

最後3つ目なのですが、これは一般の市民だけではありません。国権の最高機関である国会の調査権をも制限しています。国会に特定秘密を提供しようとするときには、非公開の秘密会を要求したうえで提供の範囲が限定されて、そして扱い方も制限されていく。国会議員や国会の職員も処罰の対象になっていくのです。

特に国会というのは外交や防衛という国政の重要問題、私たちの国民の代表として国会議員がそこで議論をするわけですけれども、これが対象というふうになると、国会議員が国民の代表として政府を監視したりチェックしたりということができなくなってしまいます。つまり国会の立法権や国政調査権を侵害する。国民主権をも侵していくことでもありますから、この点に照らしても①②③いま3つ申しあげましたけれども、どれもいまの憲法に抵触するものであって、到底こういうことが、法が成立されたということ自体に本当に憤りを感じるのですけれども、こういう端折った思いですけれども内容を持っています。

こういうものを通してはならないという陳情書については本当に同感するものです。まず私の1度目の発言は終わらせていただきます。

- 委員長(前川雅志) 1度目の発言、ありがとうございます。ほかにご意見。芳滝委員。
- 委員(芳滝仁) 国の根幹に係わる秘密は守られなくてはならないのが当然でありまして、いままでも幾重の網をかけてそのことは守られてきていたと認識しております。

今回、特定ということで、その特定の中身が分からないのでありますけれども、法案が成立して、法律となったということではありますが、私たちは悲惨な戦争を経験してきております。そういう反省の上に立って、こういう法案につきましては、国民がやはり全員とは言わないまでもある程度のコンセンサスを持った形で理解ができ、納得ができというふうな形にしないと、それは与党が数で通してしまうというふうなことでは、そういう資質の法案ではなかったのではないかと。

与野党が本当に議論をして、必要であるのであればどういう形で必要なのか。どういうチェック機関を持つのか、どういう運用をしていくのかというようなことは、きちんと、全部が全部でなくてもある程度のコンセンサスを国会で与野党を超えて、取った形で出されるのなら出されるべきものであるだろうと。それはその悲惨な戦争を経験した反省の上に立てば、そのような扱いの法案であったのではないかと。それが時間を制限して採決をされたということについては、非常にその辺に私も疑問を感じるところが一つあります。

世論調査を見ましても、このことに関しては大変心配をする、不安だというような国民の声がたくさんあることでもありますし、さまざまな、いわゆる情報を発信する側。私たちはいろんな情報をいただかないとならないわけですありますけれども、発信する側の方々もたくさん不安を抱えていらっしゃるということでもあります。

もう一つ、先ほどもありましたテロということではありますが、デモで大きな声を上げるのがテロだとかというふうな発言だとか報道につきまして、きちんとそのことは守って報道しろだとかいう規制をなされるというふうなことを見たときに、本当にどういう意図で強硬に通したのかというふうな思いがあります。

今日、北海道新聞を朝見しましたら特定秘密のことがあって、共謀罪は少し取り下げたと、後だというふうな話があって、その下に愛国心というのが書かれてありました。これはそんなふうに書いてあるかはわかりませんが、それを見たときに非常に背筋がぞくとしたようなことであります。

私も国を愛していますし、自分の生まれ育ったところであります。それはもう当たり前であります。チャールズ・チャプリンが、「私は国を愛している。しかし国を愛せよと強制されたら私は逃げる。」明言であります。そういう意味で、本来の国の在り方を国民全体で守っていけるような、そういう一つの合意というものが必要ではなかろうかというふうな思いであります。そういうことを通して、やはりこういう法案が出されるべきものであったのではないかというふうな思いであります。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） この陳情にあたってでありますけれども、この秘密法案ということで、国会で成立したわけであります。

私が感じるところには、やはりこれは国の外交と防衛の中で、世界の中の日本という位置付けの中で、基本的な、これはなければ、そういう面での諸外国との本当に防衛なり外構機密という中においての、日本は1番漏えい大国だと世界から指摘されている中におきまして、日本としてもこれは遅ればせながら法案化をして、今後運用をしていくということであります。

いま各委員が言われるように、運用という中における不安が非常に残るといふ世論もありますけれども、この法案が成立する過程の中におきましても、与党だけが1点通しをしたわけでもなく、野党との修正協議にも応じた中で、最終的には国会の開会の日程という中で成立をしたわけであります。先般8日の首相の会談の中におきましても、国民の知る権利、国民の生活を脅かす法案ではないと、日本国を代表する首相が申しあげたことであります。

まだこの運用については国会の中でいろいろ討議はされていくと思っておりますので、私としては、この法案は国際社会の一員とする日本国においては必要ではないかというふうな考えを持って、この委員会に参加しております。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。田口委員。
- 委員（田口廣之） 国会で可決されてしまったわけですがけれども、やはり与党、野党含めて国会での議論が不十分なうえに、国民の知る権利、また情報を集めようとしても集められないような、何というのですか、どちらも処罰されるような罰則規定とか、そういうことだけではありませんけれども、ちょっと脅かされるような、何を発信したらいいか、何を情報求めたらいいかというところがまた曖昧な部分もあったりして、少しこの法案は反対と言ったらあれですけども、少し議論が足りなくて、廃止の方向で考え直した方がいいと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかに、ご意見ございませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） この法案が実質審議されたのは、衆参合わせまして16日間というふうに聞いております。その中には公聴会も含まれているということでありまして、異例のスピードで決められていった。

今年の7月に選挙がありまして、新しい体制でスタートしたわけですがけれども、そのときには一切この選挙のときにも、この法案そのものは公約も含めてですが聞かされなかったわけです。

短期間の間にごり押ししていくという、その中にはやはり国民の合意を得て決めていくという、そもそも思想がなかった。もっと言えば、国民の議論を深めていけば、だんだん国民の合意が得られなくという思いもあったのではないかと。だから急いで決めていくというようなそんな流れを感じました。

この法案が通りましてから、法案を通すこと自体も世論調査では反対の方が多かったのですがけれども、法案が通った後の全国世論調査というのが共同通信に載っていましたがけれども、このままでよしとするのは本当に少ないのです。廃止すべきだ、あるいは修正すべきだ。これが82%になっているという報道がされておりました。法案そのものに対してやはり不安を感じるのか、反対ですというのが60%。不安を感じるというのはまた別ですがけれども。ですから圧倒的多くの国民は本当に何が何だか、とにかく国会が騒ぐというような流れの中でどんどん決まっていってというのが実情だということに思います。

いま小川委員から、国際社会の中で国が外交と防衛、責任を持ってやっていく中では必要なのだという発言でありましたけれども、本当に必要なものであればこんな後から反論が出るようなことではなくて、みんなにとって大事なのだということをも十分議論をさせる。今回の決め方は与党だけではなくて野党にも責任があるというのは、私たちも見ていて思いますけれども、そういう流れであったにしても、安定的多数を持っている与党なので、十分にきちんと議論を保障して、そして国民の不安を全部うみださせて、その後から国にとって必要なものを示す、決めていくということは、いまの国会の数からいって十分可能なことなのです。それをされなかった。

私は、この地方議会で、幕別の議会議員としてこういう席に立たせていただいていますけれども、うちの議会で、比較というのでも何なのですかけれども、こんなやり方なんか考えられない。住民からいろんなことが出される。あるいは議員提案で条例を出す。いろんなことがあります。でも、納得いくまで議論するじゃないですか。それがされない。そして、もうその憲法に触れることまでどんどん決めていくという、ここに本当に大きな不安を国民が感じているというのが現実です。

法律を決めるときには確たるものを持って、先ほどもお話しさせていただいたような中身なのですがけれども、野党の修正のもとでとかいうのもありましたが、たぶんそれは第3機関のチェック機関のことなどもそうなのだろうとは思いますが、法というのは最初からきちんと整備されて、こうしますと出されるのが筋道ではないかと思うのです。決めてしまってから、あとで、あれを、これをというふうになっても、決してそれは納得のいくものではありません。私は本当に民主主義国家というものを考えたときに、非常にいままでの自分の歴史の中を含めても、ない、強硬なやり方であったというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、やはり日本は戦前、本当に自由にもものが言えない時代が長く続いて、そういう中で悲惨な戦争を体験して、アジアでは全体で2,000万人。日本だけでも300万人の方が亡くなって、本当に痛苦的な思いの中から、戦後こつこつ、こつこつ民主主義というものを、この議会の体制なんかも含めてこつこつ、こつこつ築いてきたのだと思うのです。そういうものが、今回の国会の決めた法律の中身、決め方、逆戻りしていくというような大きな危惧をもちまして、本当に不安を感じます。

私たちはやはり住民の代表として、多くの住民が不安を感じて、そして民主主義に向かってもっともっと丁寧な話し合いをしてという思いが広がっているときに、こういったことはやはり行うべきではなかったことすし、この法律はきちんと廃止して元に戻して、本当に国民の納得のいくものを、与党として責任を持って示していくということが大事だというふうに思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 多少重複しますが、法案を通すときにはその運用の仕方、明確にすべきなのは当たり前でありますし、こういう法律の場合は暴走をしないように、どういうふうにチェックをするのかということもきちんと明確にしないと、やはりそれはそういう形を出して、そしてきちんと議論をされていくべきものであると思います。

そういうことが明確にされないで、保留として通されたということについては、やはり一遍戻して、再度、民意を問うて与野党を超えて議論をしてつくり上げていくというふうな作業をすることが、ものすごく多くの方々が亡くなった、その方々に対する、私たちは責任ではないかというふうな思いをすることです。

- 委員長（前川雅志） ほか、ございますか。ご意見なければ。中橋委員。
- 委員（中橋友子） この間、マスコミ報道も含めて、地元の新聞も含めて、この秘密法案に対するいろんな方が登場されて意見を述べられているのを、ずっと見てきたのですが、何人か特徴的と言いますか、こういうこともあったのだという中の一つに、11月30日に、これは北海道新聞に載っていたのですが、帯広で元市議会の議長をされていた嶺野さんという方が登場されていたのです。この方は、おそらく自民党の黨員と自分で言っていますから、そういう立場の方なのだと思うのですが、自分は十勝の歴史をずっと調べてきた。

そういう中で、昭和18年に帯広市の職員が、「この戦争は負ける」と同僚に言って、それが治安維持法違反に問われて投獄されるのです。刑務所に収監されて戦後まで釈放されなかったというわけですから、2年以上だと思えるのです、昭和18年と言いますから。そういうことになり得る。言論の自由が奪われる時代に再びしてはならないのだということをおっしゃるのです。

国益を守ることは大事だけれども、民主主義の根幹である国民の知る権利は絶対に保障されなければならないのだということ、そういう自民党であったにしても、党内で異なる意見や主張があった。そんなものを放置して強行していくようなことは、やはりあってはならないことだというような内容の発言だったのですけれども。

特に戦争を体験された方たちからは、いろいろ学ぶ機会が多いのですが、やはりこういうことに、こんな事態になったときに、私たちは改めてそういうことを学んで大事なことを決めていくということが必要だというふうに思います。一つ、そんなことを紹介させていただきました。

- 委員長（前川雅志） ほか、よろしいですか。
(はいの声あり)
- 委員長（前川雅志） 議論も出尽くしたということで、陳情第13号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、反対の方の討論があれば求めたいと思います。小川委員。
- 委員（小川純文） 私は、この陳情書に反対という立場で意見を述べさせていただきます。

いまもいろいろ論議でありましたけれども、国の裁決のなかでも与党だけではなく、

野党も協議した中の部分も入っている。

また、いまここで非常に国民が不安に思っているというご意見もございましたけれども、その解釈の部分というものが、その中で拡張解釈の部分も非常にあるのではないかと。

連日、新聞テレビ等において両極の話が非常に多く出ているわけでありまして、日本のこの平和の時代に、この法案が、ある面でいったらむかしの軍国主義につながる法案ではないと私は信じております。これから運用にあたっては日本全国を代表する国会というものがあられるわけですから、それについては、まだ多くの論議もなされると思います。まずは国際社会の一員の日本国としてこの法案を持って、まず最低限のレベルに立っていただきたい。

そのように思う観点からも、今回のこの陳情書にあたりましては不採択の方向でということに反対の意見を述べさせていただきます。

- 委員長（前川雅志） それでは賛成の方の討論がありましたら、先ほどからご意見さまざまありましたので、特にあればということですが、よろしいですか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 拡張解釈ということが討論の中で言われましたけれども、出された法案というのは文書化されているわけです。それに基づいて国民が判断していく。

決めるときに、十分ではなかったのですけれども、衆議院でも参議院でも公聴会。先の公聴会は7名。後は3名。それぞれ与党の方の推薦の方も、もちろん、いらっしゃいました。

そのことを映像で見えていたら、全員が問題点を指摘されているのです。全員がよしとする人はいなかった。それは、意図的に反対派を呼んでいるとかそういうことではない、与党の代表もいるわけですから。そのくらい問題のある中身である。だから、解釈を変えたら内容が変わるなんてものでは全然ない。その文面に書かれているもの以外の何もものもない。保障はそれ以外の何もものもない。ですから秘密が定められ、漏れたらそれが10年の罰則刑になる。その秘密を定めるものは行政の長だ。これはもう動かさないので。だからこれだけ公聴会でも反対の声が上がる。

その後も随分いろんな団体の方、今日の新聞にも科学者会議の方のノーベル賞を受けた益川さんですとか、白川さんが、とんでもないことだということで、廃止に向けて頑張らしようという声明を出されて、3,500人くらい組織されているのが載っておりますけれども、そういう団体がもう本当に広がっているというのは、やはり法律そのものに大きな問題がある。憲法に抵触する大問題だ。基本的人権とそれから国民主権、平和主義。これが崩されるということは紛れもない事実だということで、私はこの陳情書はしっかりと意見書として上げるべきだというふうに思います。

- 委員長（前川雅志） ほか、討論ございますか。なければ採決に入りたいと思います。陳情第13号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、賛成の方の起立を求めます。

（起立者あり）

- 委員長（前川雅志） はい、ありがとうございます。賛成多数ということであります。陳情第13号「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきましては、賛成多数により、採択することに決しました。

以上で、陳情第13号について閉じさせていただきます。

次に所管事務調査項目についてであります。暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）